

中標津町立学校の教育職員の時間外在校等時間（超過時間）

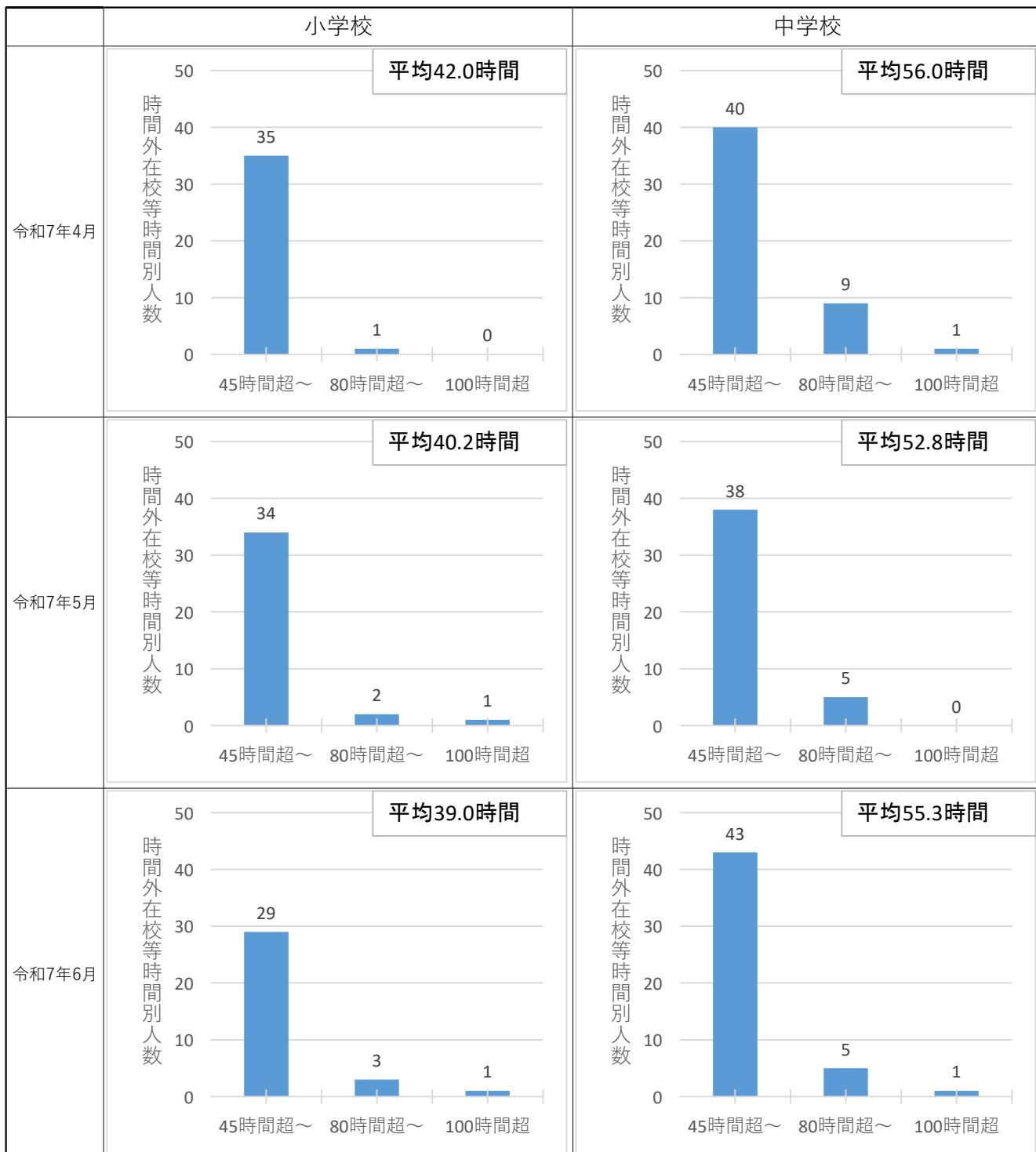
1 公表に向けた考え方

- 中標津町教育委員会では、規則において、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間（時間外在校等時間（超過時間））を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする目標を掲げています。
- 中標津町立学校において、令和3年度に導入した出退勤管理システムで把握される教育職員の時間外在校等時間（超過時間）を定期的に公表し、働き方改革に関する各般の取組実績を全体で確認することにより、長時間勤務の縮減に向けた実効性を確保します。

2 教育職員の時間外在校等時間（超過時間）

年月	学校種	職員数	時間外在校等時間（超過時間）別人数				平均時間
			45時間以下	45時間超～80時間以下	80時間超～100時間以下	100時間超	
令和7年4月	小学校 (4校)	95名	59名	35名	1名	0名	42.0時間
				(37%)	(1%)	(0%)	
			(62%)	(38%)			
	中学校 (3校)	71名	21名	40名	9名	1名	56.0時間
				(56%)	(13%)	(1%)	
			(30%)	(70%)			
令和7年5月	小学校 (4校)	95名	58名	34名	2名	1名	40.2時間
				(36%)	(2%)	(1%)	
			(61%)	(39%)			
	中学校 (3校)	71名	28名	38名	5名	0名	52.8時間
				(54%)	(7%)	(1%)	
			(39%)	(61%)			
令和7年6月	小学校 (4校)	94名	61名	29名	3名	1名	39.0時間
				(31%)	(3%)	(1%)	
			(65%)	(35%)			
	中学校 (3校)	70名	21名	43名	5名	1名	55.3時間
				(61%)	(7%)	(1%)	
			(30%)	(70%)			

3 教育職員の時間外在校等時間（超過時間）の割合



- ※ 教育職員とは、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭をいいます。
- ※ 在校等時間とは、教育職員が在校している時間を基本とし、校外で活動する時間を加え、業務外の時間及び休憩時間を除いた時間を言います。
- ※ 計根別学園については、前期（1～6年生）を小学校、後期（7～9年生）を中学校としています。